

横福指第 455 号
令和 8 年（2026 年）3 月 13 日

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 管理者様

民生局福祉こども部指導監査課長

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における自己評価及び外部評価等の実施について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご尽力いただき誠にありがとうございます。

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における自己評価及び外部評価等の実施について、以下のとおり通知します。

1 評価の実施方法について

事業所ごとに自己評価を行い、運営推進会議で外部評価を受けてください。評価の手順については、別紙 1 「評価の実施方法について（指定看護小規模多機能型居宅介護）」を確認してください。

2 様式等について

別紙 2 「従業者等自己評価」、別紙 3 「事業所自己評価」、別紙 4 「運営推進会議における評価」を使用してください。

3 評価結果の公表等について

- ① 評価結果を、利用者及びその家族へ交付するとともに、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示等の方法により、公表してください。
- ② 評価結果を、横須賀市民生局福祉こども部指導監査課まで提出してください。

【提出書類】

- ・運営推進会議における評価
- ・返信用封筒（110 円切手を貼った返信先明記の長 3 封筒）来庁の場合は不要

【提出先】

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 民生局福祉こども部指導監査課

4 実施頻度

① 既存事業所

各年度（4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで）内に 1 回、毎年実施してください。

② 新規事業所

事業所の指定年月日が属する年度の翌年度中に自己評価及び外部評価を実施してください。その後の実施頻度は、①と同様とします。

事務担当

横須賀市民生局福祉こども部

指導監査課施設介護サービス担当

TEL 046-822-8162 / Fax 046-827-0566